

## 顧問指導から「高い安全性と専門性をもつ専門家チーム」指導への移行

作成：毛塚辰幸

### 1 資料1「2019年度の高校生の登山実施状況」から

#### (1)登山部設置校、登山活動も減少している。

- ア 登山部が減少している。H30年31校、R元年14校、R4年7校。R4年に4校で廃部。
- イ 活動している登山部も減少している。R元年9校、R4年6校。
- ウ 延べ活動回数も減少している。H30年40回、R元年38回、R4年28回。

#### (2)年間登山回数は約4回、同じ山には1回しか登らない。

- ア 年間登山回数は2回から8回。平均すると4.2回。
- イ ほとんどの山岳部では、1年間で同じ山には1回しか登らない。

#### (3)日帰り登山が6割、宿泊登山（1泊2日と2泊3日）が4割。令和4年は全て日帰り。

- ア 日帰り登山が6割、宿泊登山（1泊2日と2泊3日）が4割。
- イ 春山登山、夏合宿登山、秋登山、その他登山が各1回程度である。1年生部員は、2・3回の登山後に夏山合宿登山に参加する。
- ウ 令和4年は、コロナ感染対策もあったので、全てが日帰り。

#### (4)山行の参加部員数と顧問数には差がある。最悪の事態での対応力が違ってくる。

#### (5)新任は配置し、要件を満たす顧問を養成し続けている。

- ア 2019年度（令和元年度）顧問総数37名の内、13名が新任で、ガイドラインの引率要件（指導歴満5年以上）を満たさない顧問は25名、68%である。
- イ 要件を満たさない顧問のみの学校は4校（3割強）ある。最悪の事態で適切に対応できるとは思えない。
- ウ 2022年の顧問総数22名に減り、引率要件を満たさない顧問は14名（64%）である。2校には引率要件を満たす顧問が配置されていない。顧問の負担が重くなっている。

### 2 高体連登山専門部の決定（「組織としての反省と今後のあり方」（2021.7.1））から

#### (1)山域に入ってから大会は今後実施しない

#### (2)科学的知見に基づく指導法の確立

#### (3)開かれた専門部の組織づくり、外部人材の活用を図っていくことが求められる。

#### (4)背景としてあげているもの

- ・多様化する各校の登山関係の部活動への対応。
- ・安全確保をより重視した活動の展開、現在の専門委員の陣容で実施できる事業展開。
- ・部活動改革の動向への対応。スポーツの専門性が必ずしも高くない教員が指導する部活動の在り方が議論されている。教員が指導者として担うべきはどのような範囲なのかの議論がある。
- ・「チーム学校」の考え方から引率もできる「部活動指導員」の制度が導入されてきた。
- ・安全登山の観点から、競技スポーツから生涯スポーツ振興へ力点の移行が求められている。

### 3 小括

県内高校の生徒数、学級数、教員数が減少し、登山部も設置学校数、部員数、登山活動回数が年々縮小している。令和4年に4登山部が廃部になり、活動している登山部は6校になった。登山部活動が一部の学校になっていく中で、経験豊富な顧問の配置が難しくなり、新任顧問に研修と経験を積みせ、引率要件を満たす顧問の養成を続けている。

登山部の活動は管理されていない自然の中での活動であり、自然の影響を受けやすく、生徒の安全確保には一定の専門性が必要である。またスポーツクライミングなど生徒のニーズが多様化する中、顧問（教員）に研修を積みせ、安全性や専門性を高める現在の顧問指導システム

では、安全な登山部活動を提供するのは極めて困難な状況と言える。山行が休日等に行われるなど、教員の負担は依然として重い。

登山部活動を希望する生徒に対し、「より安全でより専門性のある活動」を提供するには、外部専門家の導入、優れたが専門性を持つ組織や団体との連携、融合、完全な社会体育化など、学校や顧問のかかわり方や環境整備の状況により、様々な方策や段階が考えられる。

どの段階においても顧問指導中心の考え方から、外部の人材を生かした社会スポーツ化、生涯スポーツ化への移行であり、新たな仕組み、環境整備等が重要になってくる。学校単独では無理であり、県教委のリーダーシップは不可欠である。

#### 4 当面の方向性 顧問指導から「高い安全性と専門性をもつ専門家チームによる指導」への移行、モデル事業の実施

登山ガイド帯同が義務付けられ、安全性を向上することに役立っていると思うが、登山部活動が縮小する中、より安全でより専門性のある登山活動を提供するには、登山部設置学校や顧問の努力ではなく、専門家チームによる登山活動の提供が解決策になる。

これまで各校の顧問による指導で行われてきた登山部活動を、専門家チームによる指導へ移行することで、より安全でより専門性のある登山活動の提供が可能になり、顧問の負担軽減にもつながる。

具体的な進め方を以下例示する。

##### (1) 検討委員会の設置と諮問

- ・ 県教委は、顧問指導から専門家チーム指導へ移行することの妥当性等を諮問するため、検討委員会を設置する。
- ・ 検討委員は検討結果を県教委へ答申する。

##### (2) 答申を受け、専門家チーム指導のモデル事業を施策化する。

##### (3) 予想されるモデル事業例

- ア 全国の山岳関係組織や団体等に専門家チーム指導モデル事業を委託し、実施する。
- イ 県内の山岳関係組織や団体等に専門家チーム指導モデル事業を委託し、実施する
- ウ 県教委と県内山岳関係団体が共催し、専門家チーム指導モデル事業を実施する。
- エ 県教委、県内山岳関係団体、大学等（登山等研究大学等）と共催し、専門家チーム指導モデル事業を実施する。
- オ 県教委の中に実施委員会をつくり、専門家チーム指導モデル事業を実施する。

##### (4) モデル事業の実施報告書の作成

##### (5) 専門家チーム指導を、県北、県央、県南で実施し、希望する生徒に対し、高い安全性と専門性のある登山活動を提供する。